

当座勘定規定の改定について

平素より柏崎信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では、当座預金払戻請求書の取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1.対象規定

当座勘定規定(一般用)

2.改定日

2025 年 10 月 1 日(水)

3.新旧対照表(改正部分のみ抜粋)

新	旧
第 7 条 (手形、小切手の支払等) (3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 ① 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法 ② 小切手を使用する方法 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことはできません。	第 7 条 (手形、小切手の支払) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (4) (新設)
第 8 条 (手形、小切手用紙等) (5) 手形用紙、小切手用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第 8 条 (手形、小切手用紙) (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
第 12 条 (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第 12 条 (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第 16 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名艦）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第 16 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名艦）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
以上	以上